◇国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令（政令第二二〇号）（総務省）

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律（平成二八年法律第三二号）の施行期日は、平成二八年五月三一日とすることとした。

◇漁船損害等補償法施行令及び漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令（政令第二二一号）（農林水産省）

一　漁船損害等補償法施行令の一部改正関係

1　漁船保険組合（以下「組合」という。）の設立認可に係る資産の額の最低額を、組合が引き受けることが見込まれる漁船保険、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険、漁船積荷保険及び任意保険に係る保険金額の合計額に、これらの保険に係る事故の発生率を勘案して農林水産大臣が定める率を乗じて得た額と一〇億円とのいずれか高い額とすることとした。（新第三条関係）

2　組合の監督等に関し都道府県知事が処理する事務に係る規定を削ることとした。（旧第三条関係）

二　漁業災害補償法施行令の一部改正関係

漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律（平成二八年法律第三九号）の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（第二〇条関係）

三　経過措置

1　漁船保険中央会の解散の登記の嘱託等について定めることとした。（附則第二条関係）

2　都道府県知事がした処分等に関する経過措置を定めることとした。（附則第三条関係）

四　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。

◇株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令（政令第二二二号）（財務省）

1　株式会社国際協力銀行（以下「会社」という。）が、海外において我が国で生産された設備を賃貸する事業を行う我が国の法人等に対し当該事業に必要な資金の貸付けを行うことができる場合は、船舶又は航空機を賃貸する事業に係るものである場合とした。（第三条及び第四条関係）

2　会社は、毎事業年度、財務大臣が定める日までに、当該事業年度の社債の発行及び外国通貨長期借入金の借入れに係る基本方針を作成し、財務大臣に提出しなければならないこととした他、社債の発行及び外国通貨長期借入金の借入れに係る基本方針に記載しなければならない事項を定めることとした。（第九条関係）

3　会社が、外国通貨長期借入金の借入れをした旨の届出をしようとするときに、財務大臣に提出する書面に記載しなければならない事項を定めることとした。（第一一条の二関係）

4　政府が、保証に関する認証その他の事務を、本邦又は外国において銀行業、信託業又は金融商品取引業を行う者であって、財務大臣が指定するものに財務大臣の代理人として取り扱わせることができる場合に、政府が外国通貨長期借入金に係る債務の保証を行う場合を加えることとした。（第一四条関係）

5　この政令は、公布の日から施行することとした。

法律

国立大学法人法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年五月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第三十八号

国立大学法人法の一部を改正する法律

国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十四条）を「第三十四条の二―第三十七条）を「第五章　指定国立大学法人（第三十四条の四―第三十四条の八）」に、「第六章」を「第七章」に改める。

第七条第三項中「第六項」の下に「及び第三十四条の二」を加える。

第九条第三項中「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　文部科学大臣は、大学の運営に関して高い識見を有する外国人（日本の国籍を有しない者をいう。次項において同じ。）を評価委員会の委員に任命することができる。

4　前項の場合において、外国人である評価委員会の委員は、評価委員会の会務を総理し、評価委員会を代表する者となることはできず、当該委員の数は、評価委員会の委員の総数の五分の一を超えてはならない。

第四十条第一項第五号中「規定する業務」の下に「（指定国立大学法人にあっては、同項及び第三十四条の五第一項に規定する業務）」を加え、同項中第十二号を削り、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、同項第九号中「第三十四条の二第二項」を「第三十四条の九第二項」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九　第三十四条の三第二項又は準用通則法第四十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

第六章を第七章とする。

第三十四条の二を第三十四条の九とする。

第三十六条第二号中「若しくは第三十四条」を「、第三十四条、第三十四条の二若しくは第三十四条の五第二項」に改め、同条第五号中「準用通則法」を「第三十四条の三第二項第二号又は準用通則法」に、「又は」を「若しくは」に改める。

第五章を第六章とする。

第四章中第三十四条の次に次の二条を加える。

（土地等の貸付け）

第三十四条の二　国立大学法人等は、第二十二条第一項又は第二十九条第一項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、その対価を当該国立大学法人等の教育研究水準の一層の向上を図るために必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、当該国立大学法人等の所有に属する土地等であって、当該業務のために現に使用されておらず、かつ、当面これらのために使用されることが予定されていないものを貸し付けることができる。